

葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱

30葛教ス第430号
平成30年11月26日
区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区トップアスリートの競技活動に必要な経費を助成し、支援することで葛飾区トップアスリートの競技力向上及び葛飾区民のスポーツへの関心を高め、もって区内のスポーツの振興及び発展に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、葛飾区トップアスリートの認定に関する要綱（平成30年11月26日付け30葛教ス第430号区長決裁）に基づき認定された葛飾区トップアスリートとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 試合に係る移動、宿泊等に要する経費
- (2) 合宿に係る移動、宿泊等に要する経費
- (3) 練習に係る会場の使用に要する経費
- (4) 練習、試合、合宿及び競技の普及啓発に関する活動（以下「競技活動」という。）に係る指導者への謝礼に要する経費
- (5) 競技活動に係る消耗品及び備品の購入に要する経費
- (6) 競技活動に係る郵送、電話、インターネット回線利用等の通信及び物品の輸送に要する経費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国、他の地方公共団体又はスポーツ協会等が実施する同種の助成金交付事業の制度の対象となった経費は、助成対象経費としない。

(助成金の額)

第4条 助成金を受けることができる額は、助成対象経費の支出額と30万円を比較していずれか低い方の額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 対象者は、助成金を受けようとするときは、葛飾区トップアスリート支援事業助成

金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、区長が別に定める日までに、区長に申請しなければならない。

- (1) 助成対象経費の支出の根拠となる領収書及び内訳書（第1号の2様式）
- (2) 大会要領、事業計画書等の前号の支出の内容を確認できる資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、助成金を受けようとする年度ごとに前条に規定する助成金の上限額に達するまで行うことができる。

（助成金の交付決定及び通知）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、葛飾区トップアスリート支援事業助成金決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは葛飾区トップアスリート支援事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請をした者に通知をするものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、葛飾区トップアスリート支援事業助成金請求書（第4号様式）により、助成金の交付を区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を助成決定者に交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第8条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定について取消しの申出があったとき。
- (3) この要綱の規定又は葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に違反したとき。
- (4) その他区長が助成することが適当でないとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、葛飾区トップアスリート支援事業助成金取消及び返還通知書（第5号様式）により助成決定者に通知するとともに、既に交付している助成金の全部又は一部を返還させなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

葛 飾 区 長 あて

申請者
（個人名又は
団体・代表者名）
住 所

連絡先

葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付申請書

葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 領収書及び内訳書（第1号の2様式）
- (2) 大会要領、事業計画書等、支出の内容を確認できる資料
- (3) 葛飾区トップアスリート認定結果通知書
- (4) その他区長が必要と認める書類

第1号の2様式（第5条関係）

1 支出合計 _____ 円

2 支出内訳

NO.	項 目	経費種類	金 額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円
16			円
17			円
18			円
19			円
20			円
支 出 合 計			円

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

葛 飾 区 長 あて

申請者
(個人名又は
団体・代表者名)
住 所

連絡先

葛飾区トップアスリート支援事業助成金請求書

葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり助成金を請求します。

記

- | | | |
|----------|-------|-------|
| 1 請求額 | 金 | 円 |
| 2 助成金振込先 | 金融機関名 | |
| | 支店名 | |
| | 口座種別 | 普通・当座 |
| | 口座番号 | |
| | フリガナ | |
| | 口座名義 | |

葛教ス第 号
年 月 日

様

葛飾区トップアスリート支援事業助成金取消及び返還通知書

葛飾区長 印

年 月 日付 葛 号による助成金の交付決定については、葛飾区トップアスリート支援事業助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知いたします。

記

申請者（個人名又は団体・代表者名）	
住 所	葛飾区 丁目 番 号
全部又は一部取消しの理由	
返還を命じる助成金の額	金 円
返還の期限	年 月 日まで

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- (2) この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (3) ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。